

食の安全・安心に係る通報等の状況について

令和2年7月21日

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

令和元年度において、次のとおり食の安全・安心に係る通報等（食品表示110番、食品安全相談ダイヤル、各保健所の窓口等で受付）を受け、対応を行った。

1 通報等の件数と内容の区分

(件)

受理期間	受理件数	内容（複数内容の通報があり、計は一致しない。）				
		食品	施設	表示	健康被害	その他
29年度	519	235	108	126	90	28
30年度	455	225	92	110	86	24
元年度	365	160	90	83	48	23

注) 通報等の概要

食 品：異物混入、腐敗、カビ等 施 設：汚れ、周囲の悪臭等
表 示：期限切れ、貼り替え、欠落等 健康被害：下痢、嘔吐等
そ の 他：製品や店の対応への不満、無許可営業の疑い、道への意見等

2 通報者別件数

(件)

受理期間	受理件数	一般住民	他機関
29年度	519	472	47
30年度	455	424	31
元年度	365	335	30

注) 一般住民：消費者、事業者
他 機 関： 国、都府県等

3 対応状況

(件)

受理期間	受理件数	対 応（複数対応の事案があり、計は一致しない。）			
		立入検査等	他機関へ回付	その他	調査中（継続）
29年度	519	378	92	128	0
30年度	455	356	91	82	0
元年度	365	278	59	71	0

注) 他機関には、他法所管の部局を含む。

その他は、他機関で調査済のものや、口頭・電話等で通報者の了解を得て終了したもの。

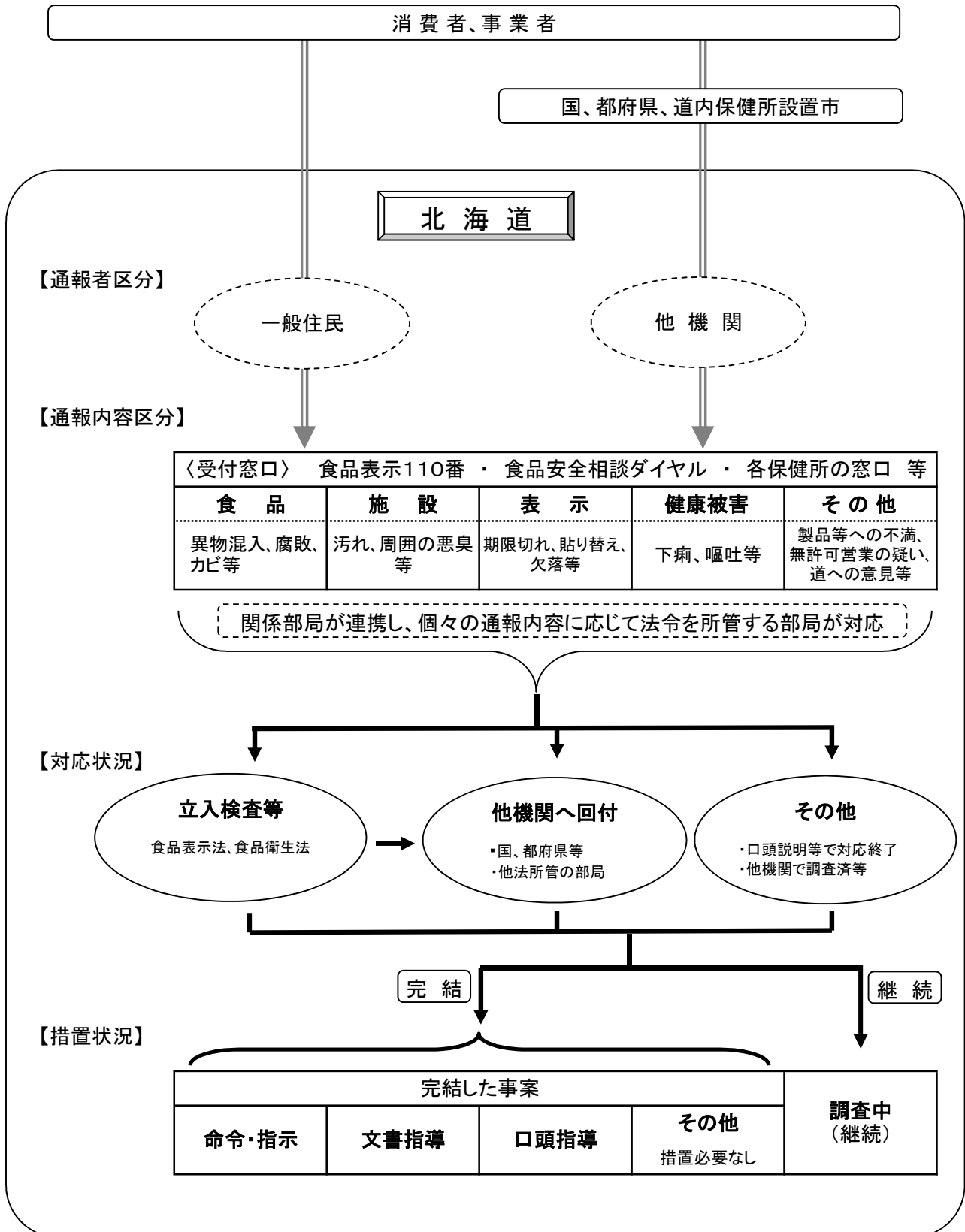
4 措置状況

(件)

受理期間	受理件数	命令・指示	文書指導	口頭指導	その他	調査中（継続）
29年度	519	0	13	280	226	0
30年度	455	1	16	263	175	0
元年度	365	1	10	219	135	0

注) その他は、措置の必要がないもの。

食の安全・安心に係る通報等の対応・措置の流れ



食の安全・安心に係る通報等（一般的事例）

内 容		通 報 例	道の措置状況
1 食品	異物混入	弁当の「唐揚げ」の一つに丸められたキッチンペーパーが混入していた。	食品衛生法に基づく指導を実施。
	腐 敗	購入した毛ガニが腐っていた。	同上
	カ ビ	道の駅で購入した大福餅4個のうち1個にカビが生えていた。	同上
2 施設	施設が汚い	いも加工施設の作業場がカビ充満、空気が悪く、異臭もある。	同上
	施設周囲の悪臭等	施設の屋外マンホールから橙色の汚水が溢れ出ており、臭いもひどい。	同上
3 表示	期限切れ	パンを購入して喫食したところ消費期限が切れていることに気づき、店舗に苦情を申し出たが、対応は返金のみだった。	同上
	欠 落	知り合いに購入してもらった白老産のたらこに、値段と内容量以外の表示がされていなかった。	同上
4 健康被害	嘔吐・下痢	購入した鱈のフライを食べたところ、一時間半後に嘔吐と下痢になったので、病院を受診した。これは食中毒ではないか。	食品衛生法に基づく調査の結果、診断した医師からの食中毒の届け出がないこと、発症までの潜伏期間が短いこと、他から同様の苦情がないこと、よって食中毒とは判断出来ない旨を通報者に報告。
6 その他	無許可営業	本業（非飲食業）の他に無許可で、カフェを営業していた。	食品衛生法に基づく指導を実施。